

県・市町村職員合同就職セミナー実施業務公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

公務員自体の志望者が減っている中で、県内自治体の採用試験の受験者数の増加につながるため、県内の自治体への就職に関心がある方を対象に、県・市町村が連携して「県・市町村職員合同就職セミナー」を実施するもの。

2. 委託業務の概要

- (1) 業務名 県・市町村職員合同就職セミナー実施業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和8年11月30日(月)まで
- (3) 仕様書 別紙仕様書のとおり
- (4) 契約上限額 1,800,000円(消費税及び地方消費税を含む)
※この契約上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定する。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての項目を満たしている単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体とします。

(1) 単独企業

- ①対面又はオンラインにより行う打合せに、常時参加できる体制を整えていること。
- ②優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- ③本プロポーザルへの参加に必要な諸手続に遺漏がないこと。
- ④地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑤会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申し立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑥本プロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。
- ⑦宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ⑧本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑨次のいずれにも該当しない者であること。
 - ・役員等(個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者
 - ・暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ・役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
 - ・役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

- ・役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ・役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ・参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ・風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- ・民法（明治29年法律第89号）第20条第1項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ・禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

(2) 共同企業体

- ①各構成員が（1）①から⑨に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- ②共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ③構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ④各構成員が、本プロポーザルに参加する単独法人等又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑤次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は本事業の委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること

ア 目的 イ 共同企業体の名称 ウ 構成員の名称及び所在地
 エ 代表者の名称 オ 代表者の権限 カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率
 キ 構成員の責任 ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 コ 解散後の瑕疵担保責任 サ 取引金融機関 シ その他必要な事項

4. 参加手続き

(1) プロポーザルへの参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、別紙「プロポーザル参加申込書（様式第1号）」を令和8年4月20日（月）17時（必着）までに提出してください。（必ず電話で到達確認をお願いいたします。）

(2) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問は、別紙「質問書（様式第3号）」により令和8年4月20日（月）17時（必着）まで受け付けます。なお、質問に対する回答は、原則、プロポーザル参加者の全員に電子メールで通知します。

(3) その他

- ・参加申込書等、質問書の提出先は「10 問合せ先」に同じ
- ・電子データにて提出してください。

5. 企画提案書の提出

企画提案書は下記により提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

(1) 提出書類

①企画提案書（A4版）

別紙仕様書を参照の上、次の項目を具体的かつ簡潔に記載してください。

- ・企画提案コンセプト
- ・別紙仕様書を踏まえた企画の内容
- ・業務の実施スケジュール

②委託業務実施体制

- ・会社概要（様式第2号）
他の企業と共同で事業を実施する場合は、当該企業の会社概要も提出してください。
- ・同種又は類似業務の実績
- ・社外協力企業等を含む委託業務を実施するための実施体制及び人員配置等

③概算見積書（様式任意）

別紙仕様書に記載されている業務を行うために必要な経費を算出し、積算の内訳がわかる見積書を作成してください。

(2) 提出期限

令和8年4月28日（火）17時（必着）

(3) 提出先及び提出方法

- ①提出先 「10 問合せ先」に同じ
- ②提出方法 電子メールによる
E-Mail: ashichoson@pref.toyama.lg.jp

(4) 経費負担

企画提案書の作成等応募・プロポーザル参加に要する一切の経費は参加者負担とします。

(5) その他

- ・提案は、1参加者につき1案までとします。
- ・委託上限額の範囲内であれば、事業趣旨に沿った企画を任意で追加提案しても差し支えありません。
- ・次に掲げる場合については提案を無効とします。
 - ①所定の日時、場所までに提出すべき書類を提出しなかった場合
 - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・プロポーザルに参加申込み後に辞退する場合は、令和8年4月24日（金）17時までに辞退届（任意様式）を提出ください。
- ・受託者は、委託業務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

6. 企画提案書の審査方法

(1) 審査方法

企画提案書による書面審査により、企画提案書等の内容を総合的に審査の上、事

業実施に適切な業者を契約候補者として選定します。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 審査結果

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

7. 委託契約の締結について

選定された契約候補者とは、内容を別途協議のうえ、契約を締結するものとします。契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更、修正する場合があります。

8. その他

- (1) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が承認した場合に限り第三者へ委託、又は請け負わせることができます。
- (2) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、富山県の指示に従ってください。
- (3) 委託期間中において委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告してください。

9. スケジュール

- ・参加申込書・質問書提出期限 4月20日（月）17時
- ・辞退届提出期限 4月24日（金）17時
- ・企画提案書等提出期限 4月28日（火）17時
- ・審査結果通知 5月中旬
- ・契約締結 5月中旬以降

10. 問い合わせ先

富山県地方創生局ワンチームとやま推進室市町村支援課内

担当：横田、川崎

TEL：076-444-3183

FAX：076-444-3488

E-mail：ashichoson@pref.toyama.lg.jp